

災害時における福祉避難所に関する協定書

志布志市長 本田 修一（以下「甲」という。）と社会福祉法人 欣生会 理事長 野澤 真木子（以下「乙」という。）は、災害の発生時又は発生するおそれがある場合において、避難所での生活に特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の指定に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時又は発生するおそれがある場合に、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。



（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院に至らない程度の在宅の要援護者を一時的に避難させる施設をいう。

（災害の対象）

第3条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 志布志市災害対策本部が設置される状況下での災害
- (2) その他、甲が乙の協力を必要と認めた災害

（対象施設）

第4条 避難に使用する施設は、次のとおりとする。

所在地 志布志市有明町野井倉 2006 番地1
施設名 特別養護老人ホーム 小松の里



（協力の要請及び受諾）

第5条 甲は、前条の施設を福祉避難所として利用する必要があるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとし、乙はこれを受諾するものとする。

- (1) 乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供
 - (2) 福祉避難所の開設及び運営
 - (3) 要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送
- 2 甲は、乙に協力を要請する場合は、要援護者の氏名、住所、年齢、心身の状態等を明らかにして福祉避難所開設依頼通知書（以下この項において「通知書」という。）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請した後速やかに通知書により通知するものとする。
- 3 乙は業務に支障を来たさない範囲において、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定による施設の利用に当たっての連絡調整窓口は、志布志市災害対策本部とする。

(要援護者の移送)

第7条 要援護者の移送は、原則として要援護者の家族等が行うものとする。ただし、移送が困難な場合は、甲の依頼により乙が自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 要援護者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等必要な物資の調達については、必要に応じて両者で協議するものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護するために必要な看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 要援護者が利用期間内に要した経費のうち、次に掲げる経費については、原則として、甲の負担とする。ただし、被害が長期又は広範囲にわたり経費が膨大となるときは、両者で協議するものとする。

(1) 要援護者の介助に当たる者に要した人件費

(2) 要援護者に要した食費

(3) 要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払いを行ったものに要した経費

2 乙は、福祉避難所を閉鎖後は、速やかに福祉避難所の開設・運営に関する報告書を作成し、これを甲に提出するものとする。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲は、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について乙に調査を行い、乙はこれらについて市に報告するものとする。

(市の公共施設を活用した福祉避難所への介護士等の派遣)

第11条 甲は、市の公共施設を活用した福祉避難所の開設に当たり介護士等の派遣について、乙が所有する施設を福祉避難所として開設していない場合に限り、乙に協力を要請することができるものとし、乙は業務に支障を来たさない範囲において、可能な限り受諾するものとする。

(開設期間)

第12条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めたときは、災害の規模や被災状況に応じ、開設期間を延長することができるものとし、期間については、甲乙で協議の上、決定するものとする。

2 甲は、前項ただし書の規定により福祉避難所の開設期間を延長する場合は、乙に福祉避難所使用許可期限延長申請書により通知するものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第13条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、前項により福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に福祉避難所使用終了届を提出する。

(協定の継続又は終了)

第14条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来すおそれが発生した場合は、この協定の継続又は終了について両者で協議するものとする。

(留意事項)

第15条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障をきたさないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは原状に復すること。

(個人情報の保護)

第16条 甲及び乙並びに介護支援者は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及び家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙で協議するものとする。

(有効期限)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月20日

甲 志布志市有明町野井倉1756番地

志布志市長

木田修一



乙 志布志市有明町野井倉2006番地1

社会福祉法人 欣生会

理事長

川津木子

